5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

第百三十六条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

第百三十六条に次の二項を加える。

10　意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11　議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第百三十八条第一項の表第一号中「第三条第一項」を「第三条及び第二十七条の四」に改める。

附則第十七条第一項中「第二条の二第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に、「特定規模電気事業者から一般電気事業者」を「小売電気事業者から一般送配電事業者」に改め、同項第一号中「自動車をいう。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同号イ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同号ハ中「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同号ニ中「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同号ロ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「第二条の二第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に、「第二条の二第二項第三号」を「第三条第二項第三号」に、「特定規模電気事業者から一般電気事業者」を「小売電気事業者から一般送配電事業者」に改め、同項第三号中「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項中「第二条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項（第一項第二号を除く。）の規定の適用については、一の電気自動車専用急速充電設備に併設された設備であって、次の各号のいずれにも該当するものは、当該電気自動車専用急速充電設備と合わせて一の電気自動車専用急速充電設備とみなす。

一　電気自動車に搭載された蓄電池に充電することができる設備（相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができるものを除く。）であること。

二　第一項第一号イからハまでに掲げる要件を満たすこと。

様式第一から様式第四十の三までを削り、様式第四十一の前に次の八十一様式を加える。

様式第1（第3条の5関係）

小売電気事業登録申請書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる営業所	名称		
	所在地		
その他の営業所	名称		
	所在地		
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯	月　　時～　　時	備考	
最大需要電力の見込み	kW		

供給能力の確保の見込み							kW	備考
内訳	(1)自社電源	確保する電源の出力の見込み					kW	
		自社電源による供給能力の確保の見込み					kW	
		電源の名称・所在地・原動力の種類等						
		名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力	供給能力の確保の見込み	備考
	(2)相対契約	確保する契約電力の見込み					kW	
		相対契約による供給能力の確保の見込み					kW	
		契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等						
		事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備考
	(3)卸電力取引市場からの調達	最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み					kW	備考
	(4)その他	最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力として見込むことができる値					kW	備考
事業開始の予定年月日								